

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものに限り。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

（注） この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（注 1）} \\ \text{（最高 250 万円（注 2））} \\ \text{（最高 200 万円（注 3））} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \left[\begin{array}{l} \text{（100 円未満の} \\ \text{端数切捨て）} \end{array} \right]$$

（注 1） 平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。

（注 2） 住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうち、新消費税額等（8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等をいいます。）が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。

（注 3） 上記（注 2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。

（注 4） 平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注 2）又は（注 3）の耐震改修工事限度額から同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に 10 を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記等するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
- ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.milt.go.jp）をご覧ください。
- ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- ④ 住民票の写し

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

(平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用)

(平成 年分)

氏 名

提出用

この明細書は、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。

詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4) 当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成 23 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合に限ります。）。
(① - ②)	③		← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(c) 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控用の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		← ④の金額が 2 以上ある場合には、④の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。なお、平成 26 年分については、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。また、住宅特定改修特別税額控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。